

令和2年度柴田町議会12月会議会議録（第1号）

出席議員（18名）

1番	森 裕 樹 君	2番	加 藤 滋 君
3番	安 藤 義 憲 君	4番	平 間 幸 弘 君
5番	桜 場 政 行 君	6番	吉 田 和 夫 君
7番	秋 本 好 則 君	8番	斎 藤 義 勝 君
9番	平 間 奈 緒 美 君	10番	佐々木 裕 子 君
11番	安 部 俊 三 君	12番	森 淑 子 君
13番	広 沢 真 君	14番	有 賀 光 子 君
15番	舟 山 彰 君	16番	白 内 恵 美 子 君
17番	水 戸 義 裕 君	18番	高 橋 たい子 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	滝 口 茂 君
副 町 長	水 戸 敏 見 君
総 務 課 長 併 選挙管理委員会書記長	鈴 木 俊 昭 君
まちづくり政策課長	藤 原 政 志 君
財 政 課 長	森 浩 君
税 務 課 長	安 彦 秀 昭 君
健 康 推 進 課 長	佐 藤 浩 美 君
福 祉 課 長	八 矢 英 二 君
上 下 水 道 課 長	曲 竹 浩 三 君

教育委員会部局

教 育 長	船 迫 邦 則 君
教 育 総 務 課 長	水 上 祐 治 君

生涯学習課長 池田清勝 君
スポーツ振興課長 加藤栄一 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 大川原 真 一
次 長 奥 村 朝 子
主 幹 太 田 健 博
主 査 佐 山 亨

議 事 日 程 (第1号)

令和2年12月7日(月曜日) 午前9時30分 再 会

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 開催期間の決定
- 第 4 諸報告
- (1) 議長報告
- (2) 町政報告
- 第 5 報告第18号 専決処分の報告について(令和元年度柴田小学校大規模改造工事(建築工事)請負変更契約について)
- 第 6 報告第19号 専決処分の報告について(令和元年度西住小学校大規模改造工事(建築工事)請負変更契約について)
- 第 7 報告第20号 専決処分の報告について(令和元年度船迫中学校大規模改造工事(建築工事)請負変更契約について)
- 第 8 議案第39号 柴田町議会議員及び柴田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
- 第 9 議案第40号 ふるさと柴田応援寄附条例及びふるさと柴田応援基金条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第41号 柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第42号 柴田町公民館条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第43号 柴田町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第44号 柴田町体育施設条例及び柴田町都市公園条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第45号 令和2年度柴田町一般会計補正予算

第15 議案第46号 令和2年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

第16 議案第47号 令和2年度柴田町介護保険特別会計補正予算

第17 議案第48号 令和2年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

第18 議案第49号 令和2年度柴田町水道事業会計補正予算

第19 議案第50号 令和2年度柴田町下水道事業会計補正予算

第20 一般質問

(1) 吉田和夫 議員

(2) 舟山 彰 議員

(3) 森 淑子 議員

(4) 加藤 滋 議員

(5) 安部俊三 議員

(6) 白内 恵美子 議員

(7) 秋本好則 議員

(8) 佐々木 裕子 議員

(9) 有賀光子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 再 会

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより令和2年度柴田町議会12月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。また、執行部への出席要求は、議会基本条例第5条第2項の規定により、必要最小限にとどめておりますことをご承知ください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 議席の指定

○議長（高橋たい子君） 日程第1、議席の指定を行います。

本日の議席は、会議規則第3条第3項の規定によって、ただいま着席のとおりといたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において8番齋藤義勝君、9番平間奈緒美さんを指名いたします。

日程第3 開催期間の決定

○議長（高橋たい子君） 日程第3、開催期間の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。12月会議の開催期間については、議会運営委員会の協議の結果、本日から12月9日までの3日間、うち12月8日を議案調査のため休会とし、実質2日間と意見が一致いたしました。よって、12月会議の開催期間は本日から12月9日までとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、開催期間は本日から12月9日までと決定いたしました。

なお、開催期間中の日程については、あらかじめお手元に配付いたしました日程予定表により議事の進行を図りますので、ご了承願います。

また、12月会議中、報道関係等の取材を許可しておりますので、ご了承願います。

次の日程に入る前に、先日、令和2年文化の日表彰として、舟山彰君が永年在職議員に対する表彰を受賞されましたので、議会運営基準に基づき報告いたします。

舟山彰君。誠におめでとうございます。（拍手）

次の日程に入る前に申し上げます。

12月会議中、新型コロナウイルス感染症防止のため、全て自席のマイクを使用して発言することといたしますので、ご承知願います。

また、発言は簡潔に行うようお願いいたします。

また、換気のため、審議の途中でもおおむね50分ごとに10分以上休憩することといたしますので、ご承知願います。

日程第4 諸報告

○議長（高橋たい子君） 日程第4、諸報告を行います。

議長としての報告事項は、報告書としてお手元に配付いたしましたので、これをもって報告といたします。

町政報告については、議会の新型コロナウイルス対策のため、事前にお手元に配付いたしましたので、これをもって町長の発言に代えることといたします。

これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑は1人1回です。質疑に当たっては、一般質問に触れないようお願いいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

日程第5 報告第18号 専決処分の報告について（令和元年度柴田小学校大規模改造工事（建築工事）請負変更契約について）

日程第6 報告第19号 専決処分の報告について（令和元年度西住小学校大規模改造工事（建築工事）請負変更契約について）

日程第7 報告第20号 専決処分の報告について（令和元年度船迫中学校大規模改

造工事（建築工事）請負変更契約について）

○議長（高橋たい子君） 日程第5、報告第18号専決処分の報告についてから日程第7、報告第20号専決処分の報告についてまで、以上3件について一括して報告を求めます。町長の発言を許します。町長。

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました報告第18号から報告第20号までの専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の報告は、令和元年度柴田町議会3月会議で契約締結の議決をいただいた柴田小学校、西住小学校及び船迫中学校の大規模改造工事（建築工事）請負契約について、変更契約の締結を行った専決処分であります。

変更内容につきましては、それぞれ外壁の補修、内装改修の数量の変更等に伴う増額変更を行ったものです。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第1項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。1つ目、報告第18号について、初めに財政課長。

○財政課長（森 浩君） それでは、詳細説明をいたします。

3ページをお開きください。

報告第18号令和元年度柴田小学校大規模改造工事（建築工事）の請負変更契約についての専決処分の報告になります。

5ページをお開きください。

専決処分書です。令和2年3月5日に議決のこの工事請負契約につきましては、工事を進める中で外壁補修の数量増の変更など、工事内容の一部に変更が生じたことから、増額の変更契約を行っております。

専決処分日は令和2年10月29日です。

契約の金額につきましては、変更前9,735万円で請負契約を締結しておりましたが、455万8,400円を増額して、変更後の契約金額を1億190万8,400円とするものです。

変更契約の相手方は、株式会社松浦組となります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 続きまして、補足説明をいたします。

お手元の令和2年度柴田町議会12月会議報告第18号関係資料の図面をご覧ください。

上に東立面図、下に1階・2階平面図、右下にあります表が工事内容の主な変更概要となります。

本工事の主な変更点は5点で、税込み455万8,400円の増額変更となります。

まず1点目は、校舎の外壁改修についてです。仮設足場組立て後に高圧洗浄を行い調査したところ、外壁の浮き、剥がれ等の欠損部補修箇所が49か所、当初の見込みより増となりました。

2点目は、普通教室及び配膳室の内壁についてです。当初、教室内の内壁の塗装につきましては部分補修としておりましたが、教室の掲示物や棚の撤去などに伴い、再調査を実施したところ、学校と協議し、全面舗装へ変更し、257.6平方メートルの面積の増となりました。

3点目は放送室の床、4点目は2階和室の畳についてです。児童が毎日使用するところでもあり、学校と協議した結果、放送室の床につきましてはカーペットタイル張り、和室の畳につきましては畳表替えとする仕様変更となりました。

5点目は、職員室、校長室及び和室の網戸設置箇所の追加となります。新型コロナウイルス感染症対策のため、常時換気が必要なこと、また、虫の侵入を防ぐために、未設置箇所に網戸を7枚設置するものでございます。

以上で、変更工事内容の補足説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 2つ目、報告第19号について、初めに財政課長。

○財政課長（森 浩君） 7ページをお開きください。

報告第19号令和元年度西住小学校大規模改造工事（建築工事）の請負変更契約についての専決処分の報告になります。

9ページをお開きください。

専決処分書です。令和2年3月5日に議決のこの工事請負契約につきましては、工事を進める中で、特別教室、パソコン室、床改修の仕様変更など、工事内容の一部に変更が生じたことから、増額の変更契約を行っております。

専決処分日は令和2年10月29日です。

契約の金額につきましては、変更前1億1,440万円で請負契約を締結しておりましたが、491万4,800円を増額して、変更後の契約金額を1億1,931万4,800円とするものです。

変更契約の相手方は、株式会社八重樫工務店となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 続きまして、補足説明をいたします。

お手元の令和2年度柴田町議会12月会議報告第19号関係資料をご覧ください。

上に北立面図、下に1階・2階平面図、右下にありますのが工事内容の主な変更概要となります。

今回の主な変更点は6点で、税込み491万4,800円の増額変更となります。

まず1点目につきましては、校舎の外壁改修についてです。仮設足場組立て後に高圧洗浄を行い調査したところ、外壁の塗膜の剝離や浮き等に伴うさびの下地処理の面積が、当初見込みより332平方メートルが減となっております。

2点目は、2階のパソコン室の床改修についてです。当初の計画では、内壁の塗装とタイルカーペットの張り替えを予定しておりましたが、文部科学省より令和2年4月に、児童生徒1人1台端末の整備の前倒しが発表されたことにより、パソコン室の今後の用途について学校と協議した結果、学校行事や地区との合同会議等、多目的に使用できる広い空間の要望があり、本工事の中で、床を廊下と同じ高さにするために、既存の二重となっていた床の撤去を追加し、床のモルタル調整、ビニルタイル仕上げの工種変更となりました。

3点目は、職員室及び児童用の玄関についてです。玄関は北向きにあり、外部の床タイルの破損が激しく、撤去、新設を予定しておりましたが、内部のタイルも滑りやすくなっていたこと、また、一部破損していたことから、内部のタイルにつきましても全面撤去、新設の数量となり、増となっておりますのでございます。

4点目は、図工室の流しの撤去、新設についてです。図工の作業道具などを洗うスペースが狭いこと、また、道具を置くスペースの確保のために、既存より約2.2メートル長い流しの変更となりました。

そのほか、各教室及び廊下の床の張り替えについて、教室や廊下の既存床材を撤去したところ、凹凸が著しかったため、モルタル補修による工種が追加となりました。また、網戸の新規設置については、新型コロナウイルス感染症対策のため常時換気が必要なこと、また、虫の侵入を防ぐために特別教室及び廊下などの網戸の未設置箇所を設置するものとなります。

以上で、変更工事内容の補足説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 3つ目、報告第20号について、初めに財政課長。

○財政課長（森 浩君） 11ページをお開きください。

報告第20号令和元年度船迫中学校大規模改造工事（建築工事）の請負変更契約についての専決処分報告になります。

13ページをお開きください。

専決処分書です。令和2年3月5日に議決のこの工事請負契約につきましては、工事を進める中で、外壁ひび割れ補修の数量増の変更など、工事内容の一部に変更が生じたことから、増額の変更契約を行っております。

専決処分日は令和2年10月29日です。

契約の金額につきましては、変更前7,975万円で請負契約を締結しておりましたが、468万2,700円を増額して、変更後の契約金額を8,443万2,700円とするものです。

変更契約の相手方は、株式会社松浦組となります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 続きまして、補足説明をいたします。

お手元の令和2年度柴田町議会12月会議報告第20号関係資料をご覧ください。

上に南立面図、下に1階・2階・3階の平面図、右下にあります表が工事内容の主な変更概要となります。

今回の主な変更点は5点で、税込み468万2,700円を増額変更となります。

1点目と2点目は、校舎の外壁改修についてです。仮設足場組立て後に高圧洗浄を行い調査したところ、0.3ミリ以上の外壁ひび割れ補修が147.1メートル、浮き、剥がれ等の欠損部分補修箇所が125か所、それぞれ数量の増となっております。

3点目は、各教室と廊下の天井についてです。船迫中学校の天井は点検口が少なく、当初の計画では、電気設備工事等による必要最低限の新設を予定しておりましたが、照明器具等の増設に伴い、天井裏での配線が発生したこと、また、今後の維持管理の観点から、各教室に2か所程度、廊下にもはりの位置を考慮した場所に設置し、合計153か所、新規点検口の数量の増となっております。

4点目は、校長室の壁についてです。当初の計画では、塗り替えを予定しておりましたが、既存がコンクリート壁であるためにびょうなどを用いて掲示ができない状態であることから、掲示物を貼りたいという学校要望に応えるため、合板下地貼りを追加し、ビニルクロス貼りに工種の変更となっております。

そのほか、船迫中学校の特色の一つとして、階段や廊下の壁に学校行事などの写真等が掲示されております。現在、セロテープ等で壁に貼ってある部分もあることから、壁の維持管理や美観の観点から、32.4平方メートル分の掲示板を新規設置することとしました。

以上で、変更工事内容の補足説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑は一括といたします。質疑に当たっては、報告番号を示して行ってください。質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 報告第18号の関係書類の図面でちょっと説明をお願いしたいところがあるんですが、これは柴田小学校のところなんですが、3番目に外壁補修、これが2か所から69か所と増えているんですけれども、外壁補修する場合の外壁の養生シートですが、外壁補修をするときに養生して養生シートを張っていくと思うんですけれども、そのとき、その養生シートと換気が十分取れるような形の養生シートなのか。普通、養生シートを張ると全面的に張ってしまうものですから、それをやってしまうと教室の換気が十分取れないおそれがあるんですが、どのような形でやっておられるかということをお聞きしたいと思います。

それと、その次の報告第20号関係の図面でご説明をお願いしたいと思うんですが、船迫中学校、これの中身で外壁補修。これも高圧洗浄で発見したということなんですけれども、事前に積算するときにはこういうことは少し、危険性のあるところは計上しておくということで、後で減額になればそれはよしとするということを、普通はそうするんですが、その辺はどのような形で積算のときにチェックされたのかということです。

それと天井の点検口なんですけど、各教室2か所ぐらいとすると、例えば2階なんかですと、各教室に2個つけた場合ですと、逆に計算していくと廊下に30か所の点検口をつけなければいけない、そのくらいの数の増になっているんですけれども、廊下だけで30か所も点検口をつける必要があるのか。もし必要であれば、点検口という形ではなくて天井そのものを外すようにしたほうが効率的ではないかと思うんですが、その辺の積算というか、補修の考え方をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 報告第18号関係の養生シートにつきましては、ちょっと今確認しますのでお待ちください。

報告第20号につきましてはの外壁の関係ですけれども、事前に見積りといいますか、事前に確認しまして、それであと高圧洗浄をしてから追加というような状況になっておるんですけれども、目視で事前に確認はするんですけれども、それでおおむねの概算でこのくらいという計算をしまして工事に入るわけなんですけれども、そこで高圧洗浄をして改めて確認したところ、

今回そういった船迫中学校につきましてはこのぐらゐの実際補修箇所が発生したものですから、今回変更するということになっております。

それと、点検口なんですけれども、これは当初、既存の点検口に6か所だけ追加する見込みでおったんですけれども、やはり確認して行って、その電気工事、そういったことをやっていく上で、今後の点検も含めたそういった観点から、今回159か所を追加しまして、このぐらゐの数量になったということでございます。

養生関係なんですけれども、これは窓を開けられるように工夫して養生したということでございます。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） ほかにないようですので、以上で報告第18号から報告第20号まで、3件の専決処分の報告についてを終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

10時10分再開といたします。

午前 9時54分 休 憩

午前10時10分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

日程第8 議案第39号 柴田町議会議員及び柴田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第8、議案第39号柴田町議会議員及び柴田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第39号柴田町議会議員及び柴田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についての提案理由を申し上げます。

令和2年6月12日に公職選挙法の一部を改正する法律が公布され、12月12日から施行されることになりました。

改正法の主な内容は、町村議会議員選挙及び町村長選挙において、公費負担による選挙公営を拡大するとともに、新たに町村議会議員選挙におけるビラ頒布を解禁し、供託金制度を導入

したことです。柴田町でも、町議会議員選挙及び町長選挙において、改正法に基づき公費負担を制度化するため、本条例を制定するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木俊昭君） それでは、詳細説明をさせていただきたいと思います。

議案第39号柴田町議会議員及び柴田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について説明を申し上げます。

議案書3ページをお開きください。

条例の制定の経緯ですが、令和2年6月12日に公職選挙法の一部を改正する法律が公布され、12月12日から施行されます。今回の法律の改正は町議会議員選挙及び町長選挙に立候補しやすい環境を整えることを目的に、候補者の負担を減らし、資産の多少にかかわらず、立候補や選挙運動の機会を持てるようにする制度です。公費負担の費用は候補者に支払われるのではなく、あらかじめ候補者と契約した業者等を候補者が町選挙管理委員会に届け出て、当該契約業者等が町に請求する仕組みになっております。

法の改正の内容は大きく3点あり、1つ目は、町村の議会議員及び長の選挙における選挙公営の拡大、2つ目は、町村の議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁、3つ目は、町村の議会議員選挙における供託金制度の導入です。

今回の条例制定は、1つ目の選挙公営の拡大に伴うものであり、町議会議員選挙及び町長の選挙において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成の3つの項目に係る費用を一定の金額の範囲内で負担するというものです。

共通する公費負担の考えといたしまして、まず公費負担は一定の限度額以内としており、公費負担の費用の支払い方法につきましては、候補者本人に直接支払うものではなく、候補者が有償契約した業者等をあらかじめ町選挙管理委員会に届出し、その契約業者の請求に応じて町が支払う仕組みとなっています。

なお、候補者の供託物、いわゆる供託金が没収となったときは、公費負担の対象となりません。

それでは、条文の説明をいたします。

第1条は趣旨規定になります。

第2条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担です。選挙運動用自動車は2つの使用に分け

られます。1つ目は一般運送契約、いわゆるタクシー会社のタクシーを車、燃料代、運転手を一括して契約するパターンと、2つ目は、車、燃料代、運転手を個別に契約するパターンです。この2つのパターンによる選挙運動用自動車の使用について、立候補届出日から選挙期日の前日までの5日間、1日当たり6万4,500円を上限として公費負担されるというものです。

第2条の3行目、右側の括弧書き、「法第100条第4項の規定により」ですが、いわゆる無投票となった場合は、その旨を告示した日、通常立候補届出日1日分のみが公費負担の対象となります。

ただし書ですが、公費負担は候補者の供託物が没収とならない場合に限られるというものです。

第3条は、契約締結の届出です。1行目の道路運送法以下の規定が先ほどの1つ目のタクシー会社などとの一般運送契約、3行目からのその他の者との契約が2つ目の個別契約の規定になります。有償契約した場合は、町選挙管理委員会に対し、有償契約したことの届出が必要となります。

なお、3行目のその他の者の後の括弧書きの部分ですが、原則、選挙運動用自動車の使用について、契約ができる相手方は、それをなりわいとしている業者となりますが、先ほどの2つ目のパターンの個別契約の場合、車の借り上げ料と運転手の雇用については、候補者と生計を一つにしている親族でなければ、業者でない一般の方と契約が可能ということになります。

第4条は、選挙運動用自動車の公費負担額及び支払い手続です。

4ページになります。

第1号は、タクシー会社などとの一般運送契約の場合で、選挙運動用自動車を使用する日1日につき6万4,500円を乗じた合計額、選挙運動期間を5日で計算すると32万2,200円が支払い限度額になります。実際の契約が1日につき6万4,500円を超えていても、公費負担は6万4,500円が上限となります。

第1号本文2行目の右側の括弧、「同一の日において一般運送契約により2台以上の」とありますが、公費負担の対象となる台数は1日につき1台であり、同一の日において2台以上の使用の契約をしたときは、候補者はいずれか1台を指定するというものです。

第2号は、一般運送契約でない個別契約の場合で、アが選挙運動用自動車の借入契約、いわゆるレンタカー業者や、知人からの車借り上げですが、1日につき1万5,800円を乗じた合計額、選挙運動期間5日で計算すると、候補者1人当たり7万9,000円が支払い限度額になります。

次に、イの燃料の供給に関する契約です。契約に基づき選挙運動用自動車に供給した燃料代が公費負担となります。なお、上限額は7,560円に選挙運動期間5日間を乗じて得た額になり、町議会議員選挙の場合、候補者1人当たり3万7,800円が基準限度額となります。燃料代については、1日当たりの単価で捉えるのは不都合であることから、選挙運動期間中の購入総額で捉えることとしております。

なお、供給を受ける場合には、町選挙管理委員会に対し確認申請書の提出が必要となります。

次に、ウの運転手の雇用に関する契約です。選挙運動用自動車を運転する運転手等の雇用契約で運転業務に従事した日1日につき上限1万2,500円を乗じた合計額、5日で6万2,500円が支払い限度額となります。

なお、アからウのいずれも、第1号の一般運送と同様に、契約金額か基準限度額のいずれか少ないほうの額が公費負担額となります。

第5条は、選挙運動用自動車の使用について複数の契約をした場合、同一の日に前条第1号の一般運送契約、いわゆるハイヤー方式と第2号の個別契約の両方の契約をした場合は、候補者の指定するいずれか一方の契約のみが公費負担の対象となるというものです。

5ページになります。

第6条は選挙運動用ビラの作成の公費負担です。今回の法改正により、町村議会議員選挙においてもビラの頒布が可能となりましたので、ビラの作成費用についても公費負担とするものです。ビラの頒布の上限枚数は1,600枚、2種類までで、頒布方法、規格等は現行の公職選挙法における市議会議員選挙と同様となっております。

第7条は選挙運動用ビラ作成の契約締結の届出です。候補者が選挙運動用ビラの作成の公費負担の適用を受けようとする場合は、選挙運動用自動車の使用と同様、ビラの作成業者との間に有償契約を締結し、町選挙管理委員会に届け出ることになります。

第8条はビラの作成費用の公費負担額の支払いです。公費負担額は選挙運動用ビラ1枚当たりの作成単価上限額7円51銭に、ビラの作成枚数、町議会選挙では法定上限枚数1,600枚を乗じて得た額、候補者1人当たり1万2,016円が上限額となります。

なお、4行目右側の括弧書き、「当該候補者を通じて」の規定は、ビラの枚数は候補者から町選挙管理委員会への確認申請の提出に基づき、町選挙管理委員会からの確認書の交付の手続を経た者に限られているものです。

第9条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担です。無料で作成できるポスターの枚数は、ポスター掲示場の数までとなります。ポスター掲示場の数は、柴田町では現在100か所として

おりますので、ポスターを無料で作成できる枚数は100枚までとなります。

なお、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラの作成と同様、供託金が没収となった場合は公費負担とすることはできません。

第10条は、選挙運動用ポスター作成の契約締結の届出です。選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラの作成と同様に、候補者が選挙運動用ポスターの作成の公費負担の適用を受けようとする場合は、ポスター作成業者との間に有償契約を締結し、町選挙管理委員会に届け出ることとなります。

第11条は、ポスター作成の公費負担額と支払い手続についてです。ポスター作成の作成単価の限度額は、525円6銭にポスター掲示場の数100を乗じて得た額に15万5,250円を加えた額をポスター掲示場の数100で除した額となり、1枚当たりの作成単価の限度額は2,078円となり、1人当たり20万7,800円が公費負担の限度額となります。

なお、ビラの作成の場合と同様、作成枚数については町選挙管理委員会の確認を受け、町選挙管理委員会から交付された作成枚数確認書を作成業者に提出し、ポスター作成業者はこの契約書及び作成証明書を添付した請求書により、町にポスター作成費用の請求を行うこととなります。

6ページになります。

第12条は委任です。この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定めることとします。

最後に附則です、施行時期です。この条例は、令和2年12月12日から施行し、同日以後にその期日を告示される選挙から適用するものとします。

以上、詳細説明とします。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は後日の本会議で行います。

日程第9 議案第40号 ふるさと柴田応援寄附条例及びふるさと柴田応援基金条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 次に、日程第9、議案第40号ふるさと柴田応援寄附条例及びふるさと柴田応援基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第40号ふるさと柴田応援寄附条例及びふるさと柴田応援基金条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、ふるさと柴田応援寄附に係る寄附金について、各事業への財源充当及び

ふるさと応援基金への積立ての管理運用を明確にするため、所要の改正を行うものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（藤原政志君） 議案第40号ふるさと柴田応援寄附条例及びふるさと柴田応援基金条例の一部を改正する条例について詳細説明をいたします。

ふるさと柴田応援寄附金は町政報告で報告しましたとおり、様々な取組により年々大幅に増加しており、町の各種事業を進める上で大きな力となっております。

まず、今回の条例改正の背景とその概要ですが、現在、ふるさと柴田応援寄附条例とふるさと柴田応援基金条例の規定により、寄附金は全額積立金として歳出予算に計上し、ふるさと柴田応援基金、以降は本基金と言いますが、本基金に積み立てることになります。積み立てられた寄附金を各種事業の費用や目的別に設けられている他の基金への積み増しの財源に充てる場合は、一般会計において基金繰入金として歳入予算に計上するとともに、各種事業の費用や、他の基金積立金として、歳出予算に計上しなければなりません。

一方で、ふるさと柴田応援推進事業、以降は本事業と言いますが、その費用は寄附金総額の約50%となりますが、歳入歳出の予算編成の現状では、歳入として寄附金総額を計上し、歳出は歳入で計上した寄附金総額と同額を基金積立金として計上するとともに、寄附金総額の約50%を本事業の費用として計上します。

したがって、本事業の費用は、一般財源により措置しておりますが、寄附金が増加すればするほど当該年度において本事業の費用を一般財源によって措置することに苦慮するなど、予算編成上の課題となっております。例えば、寄附金総額が20億円とする場合、20億円の歳入に対し、歳出予算として基金積立金20億円に加えて、本事業の費用として10億円、合計30億円を計上しなければなりません。

このようなことから、今回の条例改正によって、当該年度に歳入された寄附金を本基金に積み立てることなく、寄附金の約50%を当該年度の本事業の費用に充てることなどが予算で定めることにより可能となるようにするものでございます。

なお、寄附金総額から本事業の費用等を減じた残額は、本基金に積み立てることになります。議案書7ページをご覧くださいと思います。

前述により、2つの条例を次のとおり改正するものでございます。

まず、第1条のふるさと柴田応援寄附条例の一部改正です。

表の右側の改正前の欄、（寄附金の管理運用）第3条「寄附金は」の次に、改正後の欄にありますように、「前条各号に掲げる事業の区分に従い、予算の定めるところにより執行するものとするほか」の文言を加えるものでございます。

次に、第2条のふるさと柴田応援寄附条例の一部改正です。

表の右側の改正前の欄、（積立て）第2条「基金として積み立てる額は、前条に規定する寄附金の額」の次に、改正後の欄にありますように、「のうち、各年度の予算で定める額」の文言を加えるものです。

以上で、ふるさと柴田応援寄附条例及びふるさと柴田応援基金条例の一部を改正する条例の詳細説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は後日の本会議で行います。

日程第10 議案第41号 柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 次に、日程第10、議案第41号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第41号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布されたことに伴うものです。

改正の主な内容は、個人所得課税の見直しに伴う軽減判定所得基準の見直しについて、所要の規定を整備するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（安彦秀昭君） それでは、議案第41号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

改正の内容ですが、平成30年度税制改正により、個人住民税に関して給与所得控除及び公的年金等控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除を同額引き上げる見直しが行われ、令和3年1月1日から施行されます。この改正の影響により、国民健康保険税についても軽減の判定所得基準を改正し、負担水準の維持をするものでございます。

それでは条文についてご説明いたします。

議案書9ページをお開きください。

柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。

改正後の左の欄の主な改正条文についてご説明いたします。

条例第23条は、国民健康保険税の減額についてです。

第1項第1号は、7割軽減についてです。給与所得控除及び公的年金等控除が10万円引き下げられ、同額が基礎控除へ振り替えられることに伴い、税の負担水準を維持するため、軽減に係る所得の基準について基礎控除額相当分の基準額を現行の33万円から10万円引き上げ、43万円に改正するものです。また、被保険者のうち、給与所得者等が世帯内に2人以上いる場合についても、1人につき10万円の所得控除が引き下げられることに伴い、同額の基準とするため、給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額とするものです。

第2号は5割軽減、第3号は2割軽減の規定を、それぞれ同様に整備するための改正です。

11ページをお開きください。

条例附則になります。

第2項は、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例です。65歳以上の公的年金等の所得に適用されている控除金額について、公的年金等控除が10万円引き下げられることに対応するための規定の整備になります。

続きまして、改正附則になります。

第1項は施行期日です。この条例は令和3年1月1日から施行するものです。

第2項は適用区分です。この条例による改正後の柴田町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものです。

以上で、柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は後日の本会議で行います。

日程第11 議案第42号 柴田町公民館条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第43号 柴田町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第44号 柴田町体育施設条例及び柴田町都市公園条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 次に、日程第11、議案第42号柴田町公民館条例の一部を改正する条例、日程第12、議案第43号柴田町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例、日程第13、議案第44号柴田町体育施設条例及び柴田町都市公園条例の一部を改正する条例、以上3件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第42号柴田町公民館条例の一部を改正する条例、議案第43号柴田町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例及び議案第44号柴田町体育施設条例及び柴田町都市公園条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、公民館、柴田町農村環境改善センター、体育施設及び都市公園、テニスコートの管理を指定管理者に行わせることができるよう、所要の改正を行うものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。初めに、議案第42号と議案第43号について、生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田清勝君） それでは、議案第42号柴田町公民館条例の一部を改正する条例の詳細説明をいたします。

ただいま、町長からの提案理由にもございましたが、今回の条例改正は柴田町公民館条例に基づき管理運営を行っている公民館等について、地方自治法の定めに基づき指定管理者にその管理を行わせることが可能になるように改正するものでございます。

条文についてご説明いたします。

議案書13ページをお開きください。

初めに、第3条職員の規定になりますが、社会教育法第27条に公民館職員に関する規定がございますので、今回の条例改正に合わせて社会教育法に基づく職員の配置表現に改めるものでございます。

次に、第4条使用時間の規定になりますが、地方自治法第244条の2第4項の規定に普通地方公共団体が指定管理を行わせることができる条例を定める場合、管理の基準として、住民が当該施設を利用するに当たっての基本的な条件を明記する必要があると定められていますので、今まで柴田町公民館規則第2条に規定しておりました使用時間を、条例で規定するものでござ

います。

第5条の休館日の定めにつきましても、第4条同様、柴田町公民館規則第3条に規定していたものを条例に格上げするものでございます。

続いて、使用許可につきましても、従来第4条として規定しておりましたが、第4条、第5条に規則からの格上げ規定を定めることとなりますので、第6条として条ずれになります。

また、第4条第2項以降、「柴田町教育委員会」を「教育委員会」という定めにしてのことから、「柴田町教育委員会」を「教育委員会」とすることになります。

14ページをお開きください。

第7条の使用許可の取消し等以降、第11条の損害賠償までは、同様に2条ずつ条ずれとなります。

冒頭でお話ししましたとおり、今回の柴田町公民館条例の改正は、公民館を指定管理者にその管理を行わせることができるようにするための改正になります。

第12条の指定管理者による管理において、公民館の管理を指定管理者に行わせることができる条項を加え、第13条では指定管理を行わせる場合の規定の適用、15ページをお開きください。第14条では指定管理者が行う業務、第15条では指定管理者が行う管理の基準、第16条では指定管理で取扱いする場合の利用料金、第17条については利用料金の決定、16ページをお開きください。第18条では利用料金の減免について定め、第12条から第18条において、指定管理を行う場合に必要になる新たな条項を加えるものになります。

第19条の委任につきましても、条文追加による条ずれになるものでございます。

次に、別表の改正になります。条例で定める別表第1と別表第2において、使用料に関する料金の定めがありますが、条文の追加で条ずれになることから、それぞれ「第6条関係」を「第8条関係」に改めるものになります。

附則になります。この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第43号柴田町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例の詳細説明をいたします。

町長からの提案理由にもございましたが、今回の条例改正は、柴田町農村環境改善センター条例に基づき管理運営を行っております農村環境改善センターにつきましても、地方自治法の定めに基づき指定管理者にその管理を行わせることが可能になるように、議案第42号でご説明をいたしました公民館条例同様に改正するものでございます。

条文についてご説明いたします。

議案書17ページをお開きください。

初めに、第3条職員の規定になりますが、公民館条例に合わせて職員の配置表現を改めるものになります。

次に、第4条使用時間の規定及び第5条の休館日の規定につきましては、公民館条例同様、今まで柴田町農村環境改善センター規則の第2条及び第3条に規定しておりましたが、条例で規定することにするものです。

第6条の使用許可以降、18ページの第11条損害賠償までは、新たに第4条と第5条に条項を追加いたしましたので、2条ずつ条ずれとなるものでございます。

第12条指定管理者による管理から、19ページの第18条利用料金の減免までは、公民館条例同様、農村環境改善センターの指定管理を行う場合に必要になる新たな条項を加えるものになります。

第19条の委任につきましては、条文追加による条ずれになります。

次に、別表の改正になります。条例で定める別表において、使用料に関する料金の定めがありますが、条文の追加で条ずれになることから、「第6条関係」を「第8条関係」に改めるものになります。

20ページをお開きください。

附則になります。この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で、柴田町公民館条例の一部を改正する条例及び柴田町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、議案第44号について、スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（加藤栄一君） 議案第44号柴田町体育施設条例及び柴田町都市公園条例の一部を改正する条例の詳細説明をいたします。

内容は、柴田町公民館条例の改正と同様に、柴田町体育施設の管理について指定管理者にその管理を行わせることができるようにする改正です。また、現在、館山テニスコートは柴田町体育施設条例に規定があり、葛岡山公園テニスコートは柴田町都市公園条例に規定がございますが、指定管理者に管理を行わせることができる整備を行い、あわせて、都市公園内の施設について本来の設置先に明記し、条例上の統一を図るものです。

21ページをお開きください。

第1条柴田町体育施設条例の一部を改正するものです。改正後の条項でご説明をいたします。

第2条第1項は、体育施設の名称及び位置について柴田町館山テニスコートを削除する改正を行うものです。設置については、柴田町都市公園条例に規定することになります。

第3条は、使用時間及び休館日の規定の追加です。地方自治法第244条の2第4項に普通地方公共団体が指定管理を行わせることができる条例を定める場合、管理の基準、業務の範囲等について定めることとされていることから、管理の基準として、住民が当該公の施設を利用するに当たっての基本的な条件を明記する必要がありますので、これまで柴田町体育施設規則第2条に規定しておりました使用時間及び休業日を条例で規定するものです。

22ページをお開きください。

第4条から第10条は、第3条を追加したことによる条ずれとなります。第9条においては、条文中の条ずれも改正いたします。

23ページです。

第11条から第17条までは、指定管理者にその管理を行わせることができるようにするための条文を追加するものです。

第11条は、地方自治法第244条第3項の規定により、公の施設の管理を指定管理者に行わせることができるとする規定です。

第12条は、指定管理者が管理をする場合の読替規定です。第3条第2項に規定する使用時間及び休業日の変更、第4条使用許可、第5条使用許可の取消し等の条項について、「教育委員会」とあるものを「指定管理者」と読み替えて適用するものです。

第13条は、指定管理者が行う業務の範囲を規定するものです。第1号に使用の許可に関する業務、第2号に使用に係る利用料金に関する業務、第3号に維持管理及び修繕に関する業務、第4号にその他教育委員会が必要と認める業務といたします。

第14条は、指定管理者が行う管理の基準です。体育施設の運営に当たり、関係法令、条例、規則、その他町長の定めるところに従い行わなければならないことを規定いたします。

24ページをお開きください。

第15条は、利用料金に係る規定です。体育施設を利用しようとする者は、利用料金を指定管理者に支払うこと、第2項には、利用料金は指定管理者の収入とすること、第3項には、收受された利用料金は返還しないこと、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、その全部または一部を返還することができるとする規定です。

第16条は、利用料金の決定に係る規定です。第1項では、指定管理者は、第5条別表の範囲で定めることができるとする規定、第2項では、利用料金を定めるときは町長の承認を得るこ

ととする規定です。

第17条は、利用料金の減免の規定となります。

第18条は、条文追加による条ずれの改正となります。

別表です。別表第3項、第6条関係においては、別表を規定する条項のずれと館山テニスコート及び入間田テニスコートから館山テニスコートに係る事項を削除する改正を行います。

25ページをお開きください。

改正条例の第2条柴田町都市公園条例の一部を改正するものです。

改正後の条項でご説明をいたします。

第16条の2から第16条の7は、指定管理者にその管理を行わせることができるようにするための条文を追加するもので、体育施設で規定する内容と同様のものになります。

第16条の2は、公の施設の管理を指定管理者に行わせることができるとする規定です。

第16条の3は、指定管理者が管理をする場合の読替規定です。第7条第1項、第7条第2項、第3項、第4項、第14条、第15条の条項について、「町」「町長」とあるものを「指定管理者」と読み替えて適用いたします。

第16条の4は、指定管理者が行う業務の範囲を規定するものです。

26ページです。

第16条の5は、指定管理者が行う管理の基準です。

第16条の6は、利用料金に係る規定です。体育施設を利用しようとする者は利用料金を指定管理者に支払うこと、第2項には、利用料金は指定管理者の収入とすることを規定いたします。

第16条の7は、利用料金の決定に係る規定です。

別表です。別表第2は、指定管理者の基本的な条件である供用日、使用時間を規定いたします。

別表第3第4項は、使用料の額を規定いたします。

附則です。この条例は令和3年4月1日から施行いたします。

経過措置として、改正前の柴田町体育施設条例及び柴田町都市公園条例の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、改正後の柴田町体育施設条例及び柴田町都市公園条例、以下新条例と言います、の中にこれに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によりなされた手続、処分とみなします。

以上、詳細説明を申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件3件に対する質疑は後日の本会議で行います。

ただいまから休憩いたします。

11時10分再開いたします。

午前10時55分 休 憩

午前11時10分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

日程第14 議案第45号 令和2年度柴田町一般会計補正予算

日程第15 議案第46号 令和2年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

日程第16 議案第47号 令和2年度柴田町介護保険特別会計補正予算

日程第17 議案第48号 令和2年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

日程第18 議案第49号 令和2年度柴田町水道事業会計補正予算

日程第19 議案第50号 令和2年度柴田町下水道事業会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 次に、日程第14、議案第45号令和2年度柴田町一般会計補正予算、日程第15、議案第46号令和2年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算、日程第16、議案第47号令和2年度柴田町介護保険特別会計補正予算、日程第17、議案第48号令和2年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算、日程第18、議案第49号令和2年度柴田町水道事業会計補正予算、日程第19、議案第50号令和2年度柴田町下水道事業会計補正予算、以上6件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第45号令和2年度柴田町一般会計補正予算、議案第46号令和2年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算、議案第47号令和2年度柴田町介護保険特別会計補正予算、議案第48号令和2年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第49号令和2年度柴田町水道事業会計補正予算、議案第50号令和2年度柴田町下水道事業会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

議案第45号につきましては、新型コロナウイルスの影響により事業を中止または廃止した予算について減額するとともに、障害福祉サービス給付費、地域型保育給付費、仙南夜間初期急患センター運営経費負担金、槻木旧用排水路浚渫委託料、デジタル防災行政無線戸別受信機の購入に要する経費などを追加で措置するものです。

また、ふるさと柴田応援基金の増に伴い、ふるさと柴田応援推進事業に要する経費について

補正するものです。

これらの財源として、歳入では国県支出金、寄附金、町債等の補正を行っております。あわせて、債務負担行為の追加及び変更並びに地方債の追加及び変更を行うものです。

これによります補正額は4億701万3,000円の増額となり、補正後の予算総額は202億7,539万7,000円となります。

議案第46号につきましては、普通交付税の増額による補正となります。歳入については、普通交付税の増額、保険基盤安定繰入金の確定見込みによる減額等、歳出については、保険給付費の増額であります。あわせて、債務負担行為の追加を行うものです。歳入歳出それぞれ787万円を追加し、補正後の予算総額を38億8,339万4,000円とするものです。

議案第47号につきましては、歳入では、国庫補助金、一般会計繰入金の増額、歳出では、総務管理費の増額となります。あわせて、債務負担行為の追加を行うものです。歳入歳出それぞれ726万円を追加し、補正後の予算総額を31億6,322万円とするものです。

議案第48号につきましては、保険基盤安定繰入金の減額によるものです。歳入については、保険基盤安定繰入金の確定見込みによる減額等、歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金の減額等であります。あわせて、債務負担行為の追加を行うものです。歳入歳出それぞれ312万3,000円を減額し、補正後の予算総額を4億846万円とするものです。

議案第49号及び議案第50号につきましては、収益的収入支出及び資本的収入支出のいずれにおいても収入及び支出の補正はなく、債務負担行為の設定及び追加を行うものです。

以上、各種会計の補正予算の概要を申し述べましたが、詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

原稿の読み間違いがありました。

議案第45号につきましては、「新型コロナウイルスの影響により事業を中止または縮小した予算について減額するとともに」ということに訂正させていただきます。

また、議案第46号につきましては、「普通交付金」の増額ということでございます。訂正をさせていただきます。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。初めに、議案第45号について、財政課長。

○財政課長（森 浩君） それでは詳細説明をさせていただきます。

議案書29ページをお開きください。

議案第45号令和2年度柴田町一般会計補正予算です。

補正予算の総額ですが、4億701万3,000円を増額し、補正後総額を202億7,539万7,000円と

するものです。

補正の主なものにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による事業縮小などに伴う減額や、ふるさと柴田応援寄附金の増額に伴い、ふるさと柴田応援推進事業に要する経費の補正となります。

33ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正の追加で、36ページにかけ65件の事業となります。これらの大半は、令和3年度当初から遅滞なく事業を実施するために、今年度中に契約行為など事前手続を行うため、記載のとおり期間、限度額を設定するものです。

34ページ、上から3つ目の庁舎1階備品リース料は、今回の庁舎耐震補強等工事に伴い、昭和49年庁舎建設時に整備された机、椅子等の事務用機器の更新と、各課に受付カウンター等を導入するものです。

36ページ、追加1件は、船岡中学校校舎照明機器リース料の契約額確定に伴い、限度額の減額変更となります。

37ページをお開きください。

第3表、地方債補正です。追加1件、変更2件となります。

追加の1件、緊急自然災害防止対策事業として、槻木旧用水路、富沢地区排水路のしゅんせつ事業について、起債限度額350万円を追加するものです。

変更2件につきましては、阿武隈急行緊急保全整備事業補助として、鉄道施設総合安全対策事業費の起債限度額を110万円増額し、公園整備事業費は公園緑地費の桜の小径トイレ設置工事が訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業で実施することから、1,870万円を減額し、それぞれ起債限度額を変更するものです。

次に、40ページをお願いいたします。

歳入になります。主なものについて説明をさせていただきます。

10款1項1目国有提供施設等所在市町村助成交付金108万8,000円の増は、交付額確定による増額補正となります。

16款1項1目民生費国庫負担金2節社会福祉費負担金、障害者総合支援給付費負担金1,624万4,000円の増は、利用者増による給付費負担金の交付決定見込みによる増額補正となります。

4節児童福祉費負担金の保育給付費1,135万円の増につきましては、子どものための教育・保育給付費交付金として保育給付費の交付決定見込みによる増額補正となります。

次のページになります。

16款2項6目教育費国庫補助金3節運動・スポーツ習慣化促進事業補助金532万4,000円の減は、今回事業中止によるもので、歳出の委託料も減額補正となります。

17款1項1目民生費県負担金2節社会福祉費負担金952万4,000円の増は、国庫支出金と同様に障害者総合支援給付費負担金の利用者増による給付費負担金の交付決定見込みによる増額補正となります。

42ページになります。

19款1項2目ふるさと応援寄附金7億円の増は、寄附額の増加傾向から今後見込まれるふるさと柴田応援寄附金を補正計上するもので、合計で15億円を見込んでおります。

20款1項2目基金繰入金3億1,869万9,000円の減ですが、財政調整基金3億1,841万8,000円を繰戻しするものです。これにより、財政調整基金の残高は約12億400万円となります。

22款4項2目雑入、過年度分業務委託料返還金875万1,000円の増につきましては、柴田町社会福祉協議会に委託した業務が消費税の対象とならない業務ということで、消費税が還付され、社会福祉協議会から過年度委託料の返還があったものです。

43ページになります。

23款1項1目総務債110万円の増、2目農林水産業債350万円の増、3目土木債1,870万円の減につきましては、第3表地方債補正で説明いたしました補正計上となります。

44ページ、歳出になります。

各科目にわたり職員手当等、共済費等の職員人件費の補正を行っております。これにつきましては、11月会議で議決いただきました職員の給与改正に伴うものとなります。また、事業費の確定見込みなどによる増減を計上しております。

45ページ、2款1項2目企画管理費3億1,087万8,000円の増は、歳入で説明いたしましたが、ふるさと柴田応援寄附金7億円の増額を見込み、総額15億円となっております。その経費となる7節報償費から13節使用料及び賃借料まで、返礼品や業務委託、決済システム利用料等を増額補正しております。24節積立金5,000万円の減は、今回提案をいたしましたふるさと柴田応援基金条例の一部改正に従い、寄附金の50%相当額を基金に積み立てることとし、本年度寄附金を15億円と見込んでおり、総額7億5,000万円が基金積立金となることから、積立金の現計予算8億円から5,000万円を減額補正するものです。

次に、46ページ、5目財政財産管理費14節工事請負費369万2,000円の増については、台風19号によりのり面が崩れた町有地の補修工事を隣地の私有地の補修工事に合わせて行うものです。

48ページ、15目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業18節負担金補助及び

交付金847万7,000円の増は、ひとり親家庭・妊婦等への生活支援臨時給付金として、年度内に新たに独り親家庭となる世帯や母子手帳交付される妊婦に対し、来年3月まで延長し給付金を支給するための増額計上となります。

50ページ、2款4項2目町議会議員一般選挙費18節負担金補助及び交付金1,015万5,000円の増は、今回提案いたしました柴田町議会議員及び柴田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に伴い、選挙公営の対象となる経費の負担金を補正計上するものです。

52ページになります。

3款1項3目障害者支援事業費18節負担金補助及び交付金3,248万8,000円の増は、利用者の増により障害福祉サービス給付費の増額補正となります。

次のページ、3款1項6目後期高齢者医療事業費18節負担金補助及び交付金2,557万円の増は、令和元年度後期高齢者医療保険療養給付費の精算に伴う追徴請求分の増額補正となります。

56ページになります。

4款1項5目健康推進総務費18節負担金補助及び交付金、仙南夜間初期急患センター運営経費負担金518万9,000円の増は、令和元年度運営経費の収支差額に赤字が生じたことから、負担基準に基づき本町負担分を増額補正するものです。

61ページをお願いいたします。

8款4項3目公園緑地費14節工事請負費2,500万円の減は、地方債でも説明いたしましたが、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業として7款商工費の観光整備費で実施することから減額補正となります。

次のページになります。

9款1項1目消防総務費17節備品購入費、デジタル防災行政無線戸別受信機（防災ラジオ）1,925万円の増については、国の戸別受信機の配備促進事業を活用し、国からの無償貸付け350台に加え、町単独事業として2倍の700台を整備するものです。単独事業費分については、特別交付税措置により財源手当が行われます。

65ページ、10款5項1目社会教育総務費18節負担金補助及び交付金、仙南地域広域行政事務組合負担金圏域文化振興費394万1,000円の増につきましては、令和2年度から令和6年度までの仙南芸術文化センター機能維持修繕計画に基づく令和2年度の音響設備更新工事に係る柴田町負担分の増額補正となります。

71ページ以降の給与費明細書、地方債の現在高の見込みに関する調書については、今回の補正において報酬、給与、町債の増額補正がありましたので、補正前、補正後の比較となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、議案第46号について、健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） それでは詳細説明をいたします。

議案書77ページをお開きください。

議案第46号令和2年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算です。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ787万円を追加し、予算総額をそれぞれ38億8,339万4,000円とするものです。

79ページになります。

第2表、債務負担行為補正の追加です。国民健康保険システム利用料及び国民健康保険税システム電算処理業務委託料の追加ですが、これは令和3年度当初から執行予定の事務事業で、今年度中に事前手続を行うために債務負担行為を設定するものです。期間につきましては、令和3年度となります。限度額は記載のとおりです。

81ページになります。

歳入です。

初めに、4款1項1目保険給付費等交付金757万円の増額ですが、これにつきましては、市町村国保が支払う保険給付費等の費用を県から交付されるもので、保険給付費等の増額が見込まれるため補正するものです。

次に、6款1項1目一般会計繰入金13万2,000円の減額ですが、国民健康保険税の軽減措置による減収分を国・県が補填する保険基盤安定繰入金の確定見込みによるものです。ルール分として、一般会計より繰り入れる額を減額するものです。

6款2項1目財政調整基金繰入金43万2,000円の増額ですが、一般会計繰入金の減額による組替え分と、葬祭費増額分の財源とするため財政調整基金を取り崩すものです。それにより、12月補正後の基金残高は4億5,243万7,674円となりました。

次に82ページになります。

歳出です。

2款1項3目一般被保険者療養費757万円の増額、2款5項1目葬祭費30万円の増額ですが、今後の歳出見込額を算出した結果、それぞれ増額補正をするものです。

3款1項1目国民健康保険事業費納付金一般被保険者医療給付費分は、財源の組替えとなります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 令和2年度柴田町一般会計補正予算の説明について、訂正の申出がありましたので、これを許します。財政課長。

○財政課長（森 浩君） 申し訳ありません。

第2表、債務負担行為補正の説明の際に、36ページ、船岡中学校の部分ですが、追加と私が読んでしまいましたが、変更ということで、変更1件ということになります。

それから最後に、給与明細、地方債の現在高のところですが、増額補正と私説明したんですが、増減額の補正がありましたということで、訂正をお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、議案第47号について、福祉課長。

○福祉課長（八矢英二君） それでは、議案第47号令和2年度柴田町介護保険特別会計補正予算について、詳細説明をいたします。

議案書の83ページをご覧ください。

今回の補正予算につきましては、先ほど町長が申し上げたとおり、国庫補助金、一般会計繰入金を増額補正、歳出予算の総務管理費の補正となります。

第1条です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ726万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億6,322万円とするものです。歳入歳出予算補正の区分、金額、補正後の予算額は、次ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりです。

第2条の債務負担行為補正は10件の追加となります。

85ページをご覧ください。

第2表、債務負担行為補正となります。これらの委託事業につきましては、いずれも令和3年度の年度初めから執行予定の事務事業で、遅滞なく事業を執行するために、令和2年度中に契約行為などの事務手続を事前に行うため、10件の委託事業について債務負担行為を設定するものです。期間については、令和3年度の1年間、限度額につきましては、それぞれ記載のとおりです。

歳入の補正について説明いたします。

87ページをご覧ください。

3款国庫支出金2項4目介護保険事業費補助金224万5,000円と、7款繰入金1項1目介護給付費繰入金501万5,000円については、介護報酬改定に伴う介護保険システム改修に係る補助金と繰入金になります。

続きまして、歳出の補正について詳細説明をさせていただきます。

88ページをご覧ください。主な予算科目のみの説明とさせていただきます。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費726万円の増額については、介護報酬等の改定に伴う介護保険システムの改修及び介護事業所台帳管理システムの導入に伴う作業委託料の増額分となります。介護保険の事務費となるため、国庫支出金と一般会計繰入金で充当することとなります。

2 款保険給付費 1 項 2 目地域密着型介護サービス給付費1,400万円の増額、2 款 1 項 6 目居宅介護サービス計画給付費1,000万円の減額、2 款 6 項 1 目特定入所者介護サービス費400万円の減額につきましては、年度内の給付見込みによるものです。

4 款地域支援事業 1 項 1 目サービス事業費10万円の増額、2 目介護予防ケアマネジメント事業費10万円の減額につきましては、年度末までの事業費の支出見込みによる補正となります。

以上で詳細説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、議案第48号について、健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） それでは詳細説明をいたします。

議案書91ページをお開きください。

議案第48号令和2年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算です。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ312万3,000円を減額し、予算総額をそれぞれ4億846万円とするものです。

93ページになります。

第2表、債務負担行為の補正の追加です。後期高齢者医療システム利用料及び後期高齢者医療保険料電算処理業務委託料の追加ですが、これは令和3年度当初から執行予定の事務事業となるため、今年度中に手続を行うため、債務負担行為を設定するものです。期間につきましては令和3年度となります。限度額は記載のとおりです。

95ページになります。

歳入です。

3 款 1 項 1 目事務費繰入金148万5,000円の増、2 目保険基盤安定繰入金460万8,000円の減ですが、後期高齢者医療システム改修による事務費繰入金の増額、一般会計の県負担金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定による繰入金の減額となります。

次に、歳出です。

1 款 1 項 1 目一般管理費委託料、後期高齢者医療システム改修委託料148万5,000円の増ですが、平成30年度税制改正対応のシステム改修で、所得課税の見直しにおいて給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替を行うことにより、自己負担区分や高額医療費の限度額の見直しが必要となるため、システム改修を実施するものです。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金460万8,000円の減ですが、保険基盤安定繰入金460万8,000円の減により、広域連合への納付金を減額するものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、議案第49号及び議案第50号について、上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 詳細説明を申し上げます。

議案書97ページをお願いいたします。

議案第49号令和2年度柴田町水道事業会計補正予算です。

ただいま町長が申し上げましたが、今回の補正は収入及び支出の補正はなく、新年度令和3年度当初から継続して業務を行うために、第2条として2件の債務負担行為の補正を行うものです。水道事業会計システム利用料は、水道使用料等の会計システムソフトと周辺機器のリース料と保守点検料であります。山田沢・船迫外配水施設機器点検業務委託料については、配水場とポンプ場合わせて9施設に設置されている配水送水設備の点検を行い、故障による断水や減水等の事故防止を図る業務でございます。今年度内に契約行為などの事前手続を行うため、記載のとおり期間及び限度額を設定するものでございます。

続きまして、議案書99ページをお願いいたします。

議案第50号令和2年度柴田町下水道事業会計補正予算についてでございます。

今回の補正は、水道事業会計同様に、債務負担行為2件の追加補正をお願いするものです。

第2条です。公共下水道事業会計システム利用料ですが、水道事業会計システムの更新に合わせて、来年4月から使用する下水道事業会計システムソフトのリース料と、ソフト及び周辺機器の保守点検でございます。法適化運用業務委託料については、今年度からスタートしました下水道事業会計であります。次年度が最初の決算作業に当たることや、貸借対照表等作成に係る助言を受けることや、日常経理作業にあっては実運用の改善に係る指導、助言を求める業務委託料でございます。今年度内に契約行為等の事務手続を行うため、記載のとおり期間及び限度額を設定するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件6件に対する質疑は後日の本会議で行います。

日程第20 一般質問

○議長（高橋たい子君） 日程第20、一般質問を行います。

お諮りいたします。一般質問は、議会の新型コロナウイルス感染防止対策に基づき、通告書

及び答弁書の配付をもって行うこととし、議場での読み上げ及び一問一答はしないことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、一般質問は、議会の新型コロナウイルス感染防止対策に基づき、通告書及び答弁書の配付をもって行うこととし、議場での読み上げ及び一問一答はしないことに決定いたしました。

通告書は、事前に配付しております。

なお、質問者吉田和夫君から資料の提出がありましたので、こちらも配付しております。ご確認いただきたいと思います。

また、ただいま町長から答弁書が提出されましたので配付いたしました。ご確認いただきたいと思います。

以上で、一般質問通告に基づく予定された質問は全部終了いたしました。

これをもって一般質問は終結いたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

12月9日午前9時30分から再開をいたします。

ご苦労さまでした。

午前11時43分 散 会

上記会議の経過は、事務局長大川原真一が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年12月7日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 8番 齋 藤 義 勝

署名議員 9番 平 間 奈緒美

